

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その49)

年金の受給資格について

Q

私は昭和19年3月1日生まれで、もうすぐ60歳になりますが、公的年金はいただけるのでしょうか？ 20歳から10年間会社に勤めた後は、サラリーマンの夫の扶養となり専業主婦でした。夫が退職した後は、現在まで2年間ほど国民年金に加入しています。

A

公的年金を受給するためには、厚生年金保険や国民年金など公的年金制度に原則として25年以上加入しなければなりません。ただし、受給資格期間には生年月日別の「特例措置」や、かつての国民年金任意加入期間を「カラ期間」として算入する救済措置が設けられていますので、下の図表を参考にしてください。

受給資格

国民年金加入期間
(1号・3号)

+

厚生年金保険
加入期間

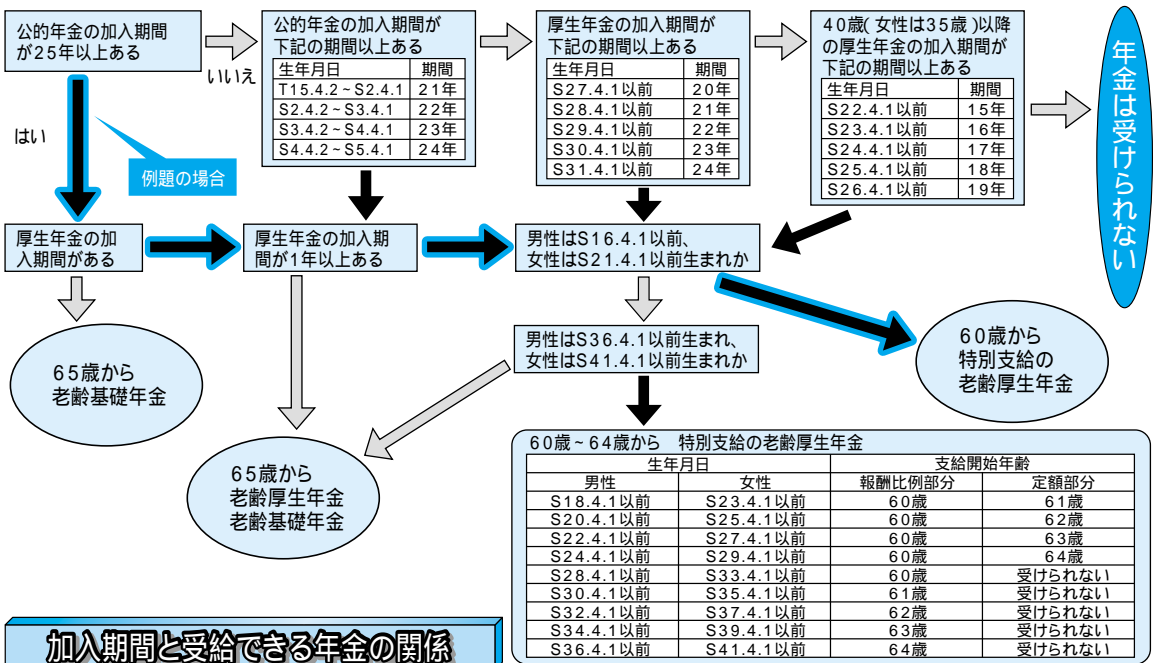
+

カラ期間
(合算対象期間)

25年

カラ期間(合算対象期間)とは...

第2号被保険者に扶養される配偶者で、昭和61年3月以前に国民年金に任意加入しなかった期間 厚生年金などの脱退手金を受けた期間(昭和61年4月以降に国民年金の加入期間がある方) 平成3年3月までの期間のうち、20歳以上の昼間の部の学生で任意加入しなかった期間 昭和61年3月までの海外居住期間のうち20歳以上60歳未満の期間



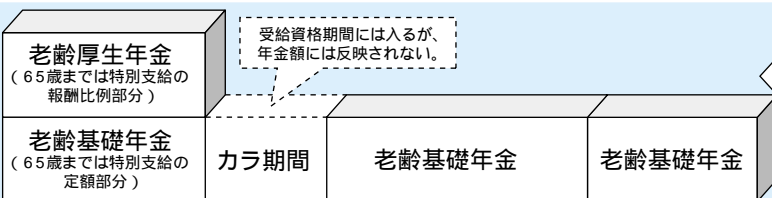
加入期間と受給できる年金の関係

← 受給資格期間 → 受給資格期間が25年以上で年金がもらえる。60歳

就職 退職 S61年4月:国民年金加入(第3号被保険者) 夫が退職

厚生年金保険に加入 サラリーマンの配偶者 国民年金に加入(第1号被保険者)

受給する年金



*60歳から
『特別支給の老齢厚生年金』を受給
厚生年金保険に加入していた
期間の年金
(報酬比例部分+定額部分)

*65歳から
『老齢厚生年金』(報酬比例部分)と
『老齢基礎年金』を受給
(注)別途、夫の加給年金が振替加算として
老齢基礎年金に加算される。